

# 平成 29 年度税制改正要望書

平成 28 年 10 月

一般社団法人 電子情報技術産業協会  
会 長 東原 敏昭

## はじめに

IT・エレクトロニクス業界を取り巻く経営環境は、中国をはじめとした新興国における景気減速や今年6月末の英国におけるEU離脱に関する国民投票結果を背景として円高が急進するなど、先行きの不透明感が増しております。

また、IoTやビッグデータ、AI等の技術の進展により、ビジネスモデルや社会構造の変革が急速に加速しつつある中、海外企業は潤沢な資金等をもとに、IoTでのプラットフォームを獲得すべく、人的投資を含む研究開発投資や「時間を買う」という意味でのM&Aなどの戦略投資を実施しており、今まで以上にグローバルでの競争は激化しております。

このような中、わが国IT・エレクトロニクス各社もAIをはじめ、ハードとソフト・サービスの一体的な研究開発投資やM&A投資、マザー工場への先端設備投資等の戦略投資を実施しておりますが、グローバル競争の激化に対応するためには更なる財務基盤の強化が必要不可欠です。

IT・エレクトロニクス業界は、あらゆる産業や社会システムのプラットフォームとして、産業の生産性向上にとどまらず、新たなビジネスを創出し、社会のイノベーションを起こすことを通じて、少子高齢化やエネルギー問題といった社会課題の解決等に貢献し、世界に先駆けた「超スマート社会（Society5.0）」の実現とともに、日本経済のさらなる活性化につなげていきたいと考えております。

つきましては、国際的に公平な競争条件の確保の観点から、本来の政策目的である法人税を含む企業の実質税負担軽減の実現という継続した課題があるとの認識のもと、平成29年度改正においては、別記のとおり研究開発税制をはじめとするイノベーションの継続・強化等に向けた税制面での事業環境整備を強く要望いたします。

## ～要望項目一覧～

### 【最重点要望項目】

- (1) 研究開発税制の維持・拡充
- (2) 償却資産に係る固定資産税の廃止等
- (3) 企業年金積立金への特別法人税の撤廃

### 【重点要望項目】

- (1) タックスヘイブン税制の見直し
- (2) 外形標準課税の更なる強化は反対等
- (3) 繰越欠損金制度におけるイコールフットディングの確保
- (4) 外国税額控除制度の見直し
- (5) 二国間租税条約の新規締結・改定の促進
- (6) 移転価格税制の取扱いの再検討
- (7) BEPS 関連（利子控除制限）

### 【他要望項目】

#### <国税関係>

#### ◆産業競争力の強化等に関する税制

- (1) 減価償却制度の見直し
- (2) 外国子会社配当益金不算入制度の見直し（益金不算入割合を現行 95%から 100%とする）
- (3) 会計基準変更への対応

#### ◆消費税 95%ルールの復活・見直し等

- (1) 消費税 95%ルールの復活・見直し
- (2) 資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃

#### ◆企業経営形態との整合・適正化に関する税制

- (1) 非上場有価証券減損額の税務上の損金算入要件の緩和
- (2) 組織再編税制の整備
- (3) 連結納税制度の見直し

#### ◆その他

- (1) 法人実効税率の引下げについて
- (2) グリーン電力証書の購入費用の損金算入
- (3) 電話加入権の損金算入
- (4) 印紙税の廃止
- (5) 寄附金の損金算入限度額の拡大等
- (6) 貸倒引当金制度の復活

- (7) 森林整備等に係る財源について
- (8) 更正の場合の当初申告要件の緩和
- (9) ベンチャー投資促進税制の要件緩和と期限延長
- (10) 熊本地震に係る税制上の措置について

### ＜地方税関係＞

#### ◆地方税の包括的見直し（抜本的整理）

- (1) 償却資産に係る固定資産税の見直し等
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 法定外税導入の意見聴取による課税の公平性確保

#### ◆地方税の簡素化

- (1) 地方税への連結納税制度の導入
- (2) 連結納税における中間申告の仮決算方式の導入
- (3) 法人住民税課税所得計算における試験研究税額控除の見直し
- (4) 申告・納税手続きの電子化の徹底と見直し
- (5) 住民税、事業税、固定資産税の申告・納付の一元化
- (6) 法人市町村民税の法人県民税への合算申告制度の創設
- (7) 超過課税の廃止
- (8) 法人事業税の外形標準課税の資本割の課税標準に係る特例措置の恒久化

## 【最重点要望】

### （１）研究開発税制の維持・拡充

IT・エレクトロニクス各社は、熾烈なグローバル競争下のなかで、製品・技術の市場投入後も、海外等のライバル企業の追従や価格競争に巻き込まれないために、コア技術の強化や新たな種を生み出す恒常的な研究開発を実施しています。

一方、海外企業においては潤沢なキャッシュや資本を基に、AI・ビッグデータ等を活用したIoTのプラットフォームを獲得すべく、急速な勢いで研究開発投資（人材投資含む）、M&Aなど戦略投資を実施しています。

このような中で、当産業においてもAIをはじめ、ハードとソフト・サービスの一体的な研究開発投資、M&A投資、先端設備投資等の戦略投資の加速が必要であり、キャッシュ面を下支えする研究開発税制の役割は今後さらに大きくなるものと認識しています。

また2020年名目GDP600兆円の政府目標達成に向けては、当産業の成長のみならず、国内のユーザー産業・分野（農業、自動車、医療・ヘルス、エネルギー等）の成長も不可欠であり、当産業の研究開発した成果（技術、製品、サービス）が「新たな有望成長市場の創出」、「ローカルアベノミクスの深化（生産性の向上等）」など地域経済にも大きく貢献できるものであります。

但し、研究開発はすぐに成果が出るとは限らないハイリスクな投資、かつ中長期の成長視点から戦略的に実施する投資であり、研究開発を支援する当該税制においても、短期的・臨時的な制度ではなく、中長期的・恒久的に継続・拡充していくことが不可欠なことから以下の通り要望いたします。

#### 【中長期の研究開発をより後押しするために】

- ①総額型に係る税額控除限度額（法人税額25%から30%）の拡充
- ②増加型の期限延長と適用割合5%超から5%以下でも適用とする

#### 【予見可能性を高めるために】

- ③当該税制の本則化

#### 【現制度を効果的に活用できるように】

- ④オープンイノベーション型の運用改善（契約書の改善等）

## **(2) 償却資産に係る固定資産税の廃止等**

償却資産に係る固定資産税は、償却資産の投入により生み出されたキャッシュフローに対して課される法人住民税・事業税との二重課税とみなされます。

特に、将来を見据えた戦略投資の一つとして、国内に維持し続けている高付加価値品など生産するマザー工場への先端設備投資を行っておりますが、当業界と競争が著しい韓国、中国をはじめとする諸外国には当該税制は存在しておらず、わが国企業の国際競争力の低下につながっております。

また、平成 28 年度税制改正の議論の結果、税制改正ではなく特例措置（中小企業者等が新規取得した生産性向上に資する機械装置に係る課税標準の特例措置）が設けられましたが、地方での投資促進の観点においても、以下事項について見直していただきますよう要望いたします。

- ①**企業の競争力強化と国内投資の活性化のため、当該制度の廃止**
- ②**少なくとも、企業の将来へ戦略投資マインドを妨げないよう、新規取得分から廃止。**
- ③**現行標準税率（1.4%）の引下げ**
- ④**簿価 5%の廃止**
- ⑤**中小企業者等が新規取得した「機械装置に係る課税標準の特例措置」の大企業への適用拡大**

## **(3) 企業年金積立金への特別法人税の撤廃**

平成 26 年度税制改正において、停止期間が延長（3 年間）されましたが、拠出時・運用時は非課税、受給時に課税という年金税制の国際的な基本原則の観点から、企業年金積立金に対する特別法人税を速やかに撤廃するよう要望いたします。

## 【重点要望】

### (1) タックスヘイブン税制の見直し

わが国のタックスヘイブン税制は OECD の BEPS プロジェクトの勧告に概ね沿ったものであり、租税回避ではなく経済実態をもってグローバルに活動している企業に対し、過度な課税強化や制度全体の複雑化によるコンプライアンス・コストの増加を招くことがないように、当税制度に係る次の項目を見直すよう要望いたします。

特に、トリガー税率については、英国が法人実効税率を平成 27 年 4 月から 20% へ引下げることを踏まえ、平成 27 年度改正で 20% 以下から 20% 未満へ見直されましたが、英国は更に平成 29 年度に法人実効税率を 19% へ、平成 31 年度には 17% へ段階的に引下げを行うと表明されていることから、タックスヘイブン対策税制の判定において「20% 未満」でも軽課税とは言えなくなる状況となるため、早急に軽減税国判定基準の引下げ（16% 未満）等、以下の通り要望いたします。

- ①トリガー税率の更なる引下げ（16%未満へ）
- ②軽課税国の指定国制度の復活または租税負担割合計算におけるホワイトリストの導入
- ③適用除外基準の見直し
- ④合算所得計算における適格現物分配の要件緩和
- ⑤企業グループ内再編による一定の譲渡益の除外（M&A 当初数年の猶予・課税の繰延）
- ⑥外国関係会社が LLP・LLC である場合、連結納税制度を採用している場合などの取扱いの明確化
- ⑦複数国のタックスヘイブン税制の適用対象となる場合の二重課税の排除

### (2) 外形標準課税の更なる強化は反対

平成 27 年度、28 年度改正にて成長志向に重点を置いた法人税改革の一環として、資本金 1 億円超の企業においては、税収中立のもとで法人実効税率の引下げのために法人事業税の所得割税率を引下げ、外形標準課税（付加価値割税率・資本割税率）を拡大されました。

この結果、本来の制度設計上は税収中立であることから、税負担は変わりません

が、当業界は従業員を多く抱えていること、また昨今の業績改善による従業員への還元の実施などにより、賃金課税が中心の付加価値割の負担が大きく増え、企業の税負担は軽減どころから実質負担増となっている実態です。

今後法人実効税率の更なる引下げを行わないのであれば、当該税制を更に強化すべきでは無いことに加え、消費税率 10%への引上げ延期に伴う社会保障の充実に向けた財源の不足においても、当該税制（とりわけ付加価値割）を充当することはあってはならず、更なる拡大は断固は反対です。

なお、付加価値割に関し、事業の外形を現していない単年度損益を課税標準から除外するなど、算出基準の簡素化と、申告事務に多大な労力を要する申告記載事項の簡略化についても併せて要望いたします。

### **（３）繰越欠損金制度におけるイコールフットィングの確保**

欠損金の繰越控除は、継続的に行われる事業活動を形式的に事業年度ごとに区切って所得金額を計算するために生ずる矛盾を解消し、租税負担を適正するために税法上で認められている制度であり、諸外国でも広く存在します。

その中で、平成 27、28 年度改正にて、法人実効税率引下げ財源として、所得控除限度額（所得の 80%）を平成 27 年度に 65%、平成 28 年度に 60%、平成 29 年度に 55%、平成 30 年度に 50%へ引下げられ、かつ繰越期間は 9 年を平成 30 年度に 1 年延長し 10 年とされ、当産業が競争する諸外国と比べて、はるかに見劣りするものとなりました。

課税の公平性確保および国際競争力強化の観点や長期的視野での投資拡大を後押しするためにも、諸外国と同等な繰越欠損金制度とするよう要望いたします。

- ① 控除限度額（30 年度 50%）の更なる縮減は反対
- ② 繰越期間（30 年度 10 年間）の無期限化（少なくとも米国の 20 年へ延長）
- ③ 繰戻還付の復活（現在停止中）および還付期間の延長（1 年→2 年）

### **（４）外国税額控除制度の見直し**

現在「外国子会社配当益金不算入制度」において、内国法人が外国で直接納税した税額については、控除対象外国法人税額があるにもかかわらず、企業所得の減少により、当期の控除が不能となるケースがあります。現在認められている 3 年間の

繰越期間で控除できない場合には切り捨てとなり、企業の税負担が過重となります。

海外諸国の大勢からも不利であり、わが国企業の競争力にも大きな影響を与えていることから、国際競争力を維持・向上する支えとして、外国税額控除制度については、下記3項目について、見直すよう要望いたします。

- ①控除限度超過額等において現行の繰越期限（3年）から欠損金と同じ繰越期間とする
- ②控除不能となった繰越外国法人税の損金算入
- ③外国税額控除の控除限度額計算に用いる法人税額は試験研究費等の税額控除前の法人税額とする

## （5）二国間租税条約の新規締結・改定の促進

今後、世界的な投資交流の活発化に向けて、わが国としては租税条約ネットワークの整備を図る必要があります。日本との取引が多い国・地域との租税条約が締結されていない場合には、移転価格税制に基づく相互協議など二重課税の排除や、源泉税率の低減に向けて、租税条約の早期締結を要望いたします。

日本の知的財産立国を後押し、グローバル企業を育成する観点から、ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとして、各国との租税条約の改定を推進されるよう要望いたします。

また、配当に係る源泉税の扱いは国によって異なっており、平成21年度の外国子会社配当益金不算入制度の導入により、源泉税が控除できなくなる場合があるため、二国間租税条約の見直し等（特に中国、台湾における源泉税）を要望いたします。

- ①日本との取引が多い国・地域との租税条約の早期締結の推進
- ②各国との租税条約改定の促進（ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃、インドとの租税条約からの「技術上の役務」の削除、無形資産取引定義の明確化など）

## （6）移転価格税制の取扱いの再検討

移転価格税制の適用を巡っては、海外拠点に対する経営指導や技術供与等の取引については、海外の税務当局の取り扱いと齟齬をきたすこともあり、かつ、課税後

に相互協議による調整が行われない場合には、二重課税が生じます。このため、更正処分に伴う経済的二重課税状態を可能な限り発生させない、といった観点から次の項目について要望いたします。

#### ①相互協議の結果に基づく過年度修正一括調整規定の創設等

所得調整は複数の過年度に跨るケースが多く、企業の事務負担は、極めて煩瑣な状況にあります。相互協議の結果、過年度の所得調整が必要な場合には、法人税・地方税ともに、相互協議決着の日の属する事業年度の課税所得で一括調整を図る仕組みの創設を要望いたします。

#### ②「国外関連者」基準の見直し（出資比率 50%以上→50%超）

持株比率 50%の会社などは、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操作ができないことは明らかであるため、適用対象外とするよう要望いたします。

#### ③相互協議担当局との事前連携強化（相手国政府との事前合意を移転価格課税の成立要件とすること）

平成 19 年度税制改正において、相互協議の合意に至るまでの期間、本邦課税の納税を猶予するとともに延滞税を免除する措置が講じられたものの、猶予相当額の担保供託が義務付けられています。また、会計上は更正通知を受領すると当該金額を損益計算書上に反映させる必要があります。租税条約締結国との移転価格課税の場合には、相手国政府との事前合意を課税の成立要件とする制度の導入を要望いたします。

#### ④APA（事前確認制度）および相互協議の一層の迅速化・効率化

複雑化する二国間の課税問題に対処するため、APA（事前確認制度）、相互協議の迅速化、効率化を要望いたします。

#### ⑤移転価格と国外関連者への寄付金の区分明確化

国家間の見解の相違による寄付金は、企業にとって二重課税であり、相互協議の対象とするべきであると考えます。例えば、日本企業が海外で広告宣伝等を行う際、本社での費用負担は寄付金課税の対象になる恐れから、企業の広告宣伝戦略の選択肢を狭め、効果的な海外展開を阻む一因となっていることから、事務運営指針における価格調整金と寄附金の明確化を講じるよう要望いたします。

## (7) BEPS 関連 (利子控除制限)

平成 28 年 10 月に公表された最終報告書において、企業による過大な支払利子の計上を防止する観点から、固定比率ルールを中心とする利子控除制限の導入（行動計画 4 利子控除制限）が勧告され、わが国においても平成 30 年度を目途に国内法を改正すると認識しておりますが、企業は租税回避の目的ではなく、事業活動の必要に応じて、経済的に最も合理的な方法で資金調達をしているのが大半であり、通常の事業活動が阻害され、投資意欲も損なわれることがないように、以下の通り要望いたします。

- ① 日本に最終親会社がある場合の邦銀からの借入に対する利子については損金算入制限の対象に含めないこと

## 【その他要望】

### 〔国税関係〕

#### ◆産業競争力の強化等に関する税制

##### (1) 減価償却制度の見直し

###### ①減価償却費の損金経理要件の廃止

国際会計基準へのコンバージェンスにより、減価償却費については、会計と法人税法の乖離が拡大することが予想されております。会計上、計算された減価償却費については、損金経理要件が付され、税法上の償却限度額までしか損金算入が認められていないことから、損金経理要件を早期に廃止するよう要望いたします。

###### ②取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の取得時の全額損金算入および一括償却資産の 3 年均等償却制度の廃止

現行の少額減価償却資産については、本来の 10 万円基準と、3 年間均等償却資産の 20 万円基準、更に中小企業には特例措置として 30 万円基準（平成 28 年度改正にて平成 29 年度末まで延長）が存在しております。IT 投資の促進や税制の簡素化を図るため、大企業においても取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産を即時損金算入とし、20 万円未満の 3 年償却制度の廃止を要望いたします。

##### (2) 外国子会社配当益金不算入制度の見直し (益金不算入割合を現行

## 95%から 100%とする)

現在、海外子会社からの受取配当金の 95%部分（5%部分は、販売管理費、人件費などその配当を得るために要した費用）は、国内では益金に算入しないこととなっておりますが、国内への利益還流を促すため、全額を益金不算入とする措置を要望いたします。

### (3) 会計基準変更への対応

わが国の会計基準の当面の方針は、連単分離により、単体について日本基準を堅持することとされておりますが、日本基準においても国際会計基準の影響を受けることが想定されます。会計基準と法人税法の乖離は拡大することが予想されており、特に減価償却資産については、会計基準と法人税法の考え方が基本的に異なるものとなる可能性があり、会計処理を基準とする損金経理要件の意義が無くなると考えられます。

一方、既に会計上認められている経理処理につき、会計基準と平仄を合わせるため、税制上の措置を要望いたします。

- ①減価償却費の損金経理要件の廃止（前述）
- ②減損損失の損金算入
- ③資産除去債務計上に伴う減価償却費の損金算入
- ③試験研究費の発生時の損金算入

## ◆消費税 95%ルールの復活・見直し等

### (1) 消費税 95%ルールの復活・見直し

消費税法導入以来、課税売上割合が 95%以上の場合には仕入れに係る消費税のすべてを課税売上に係るものとみなして全額税額控除が認められてきた取扱いルールの撤廃に伴い、課税売上割合が 100%に近いにも係わらず、全ての取引を売上に対応する仕入区分ごとに把握することにより、過度な事務負担等を強いられています。

申告業務の重すぎる負荷を解消し、企業のリソースをより有効活用するためにもルールの復活と課税売上割合の見直しを要望いたします。

## **(2) 資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃**

消費税 95%ルール の撤廃に伴い、資産に係る控除対象外消費税額を損金算入しなければならないが、課税売上割合の算出など数値の確定には時間を要するため、決算時に控除対象消費税額を確定することは難しく、資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃を要望いたします。

### **◆企業経営形態との整合・適正化に関する税制**

#### **(1) 非上場有価証券減損額の税務上の損金算入要件の緩和**

企業会計は厳格な減損処理が求められていますが、税務上損金として認められない場合は、税務と会計の乖離が大きくなるばかりでなく、特に関係会社株式の場合には、当該会社を清算しない限り、長期にわたり税務残高と会計残高の二重管理を強いられるようなケースも想定されることから、非上場有価証券減損額の税務上の損金算入要件を緩和（企業会計ルールへの近接化）するよう要望いたします。

#### **(2) 組織再編税制の整備**

##### **①先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和**

認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し、許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要があります。このとき規模要件および事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多いですが、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を要望いたします。

##### **②日本版 LLC の創設**

将来的な視点で戦略的な組織再編等の実現可能性を確保するため、日本版 LLP (Limited Liability Partnership) 制度創設に引き続き、複数の企業が共同し、リスクの高い新規事業に進出できる手段として、米国で導入されている事業形態、LLC (Limited Liability Company) と同種のパススルー課税制度の創設を要望いたします。

##### **③株対価株式取得に係る株式譲渡損益および譲渡所得の繰延措置**

産業活力再生特別措置法の改正により、自社株対価 TOB の円滑化を目的とした「会社法特例措置」が施行され（平成 23 年 7 月 1 日）、M&A の一つの手段で

ある株対価株式取得が行いやすくなりましたが、わが国税制の面においては、株対価株式取得の際に、譲渡益、譲渡所得に対し課税されることとなっており、組織再編が進まない原因の一つとなっております。

そのため、企業再編手法の選択肢を増やすことに繋がる本税制措置を創設いただきますようお願いいたします。

#### **④繰越欠損金の引継ぎ制限を受ける特定資本関係を現行5年から3年程度に短縮**

平成22年度改正でみなし共同事業要件を満たさない適格合併であっても、被合併法人と合併法人との間に「合併事業年度開始の日の5年前の日」、「合併法人の設立の日」、「被合併法人の設立の日」の3つの日のうち、最も遅い日から継続して支配関係がある場合には、繰越欠損金の使用制限は、適用しないものとなりましたが、「合併事業年度開始の日の5年前の日」を3年程度に短縮していただきますようお願いいたします

また、現行法において「前の日」の記述があるために、5年間よりもう1年プラスされ、6年間を要するケースが出ていることから、「前の日」を撤廃していただきますようお願いいたします。

#### **⑤組織再編時の柔軟な構造改革実施のために80%以上の従業員を継続雇用する要件の緩和**

50%超 100%未満のグループ内再編時において、被合併法人の従業員の概ね80%以上を引き継ぐ適格要件を緩和していただきますようお願いいたします。

### **(3) 連結納税制度の見直し**

#### **①連結納税制度における連結中間申告の申告期限の延長および納付期限の延長**

本制度は、グループ各社の損益を合算して法人税を課すものであり、グループ全体の税負担を軽減して企業組織再編の一助となるべき制度であります。仮決算に基づく中間申告を採用した場合、2ヶ月以内に申告業務を完了することが困難なため、確定申告と同様に更に2ヶ月の申告期限の延長および納付期限の延長を要望いたします。

#### **②適用法人の見直し**

連結グループを経済的に一体のものとする連結納税制度の趣旨から、持株比率が100%ではない子会社までも実質的に支配をしていれば対象に含めるべきで

あり、適用対象子会社を 80%以上保有のものまで拡大することを任意選択できるように要望いたします。加えて、規模の小さい子会社まで強制的に加入させることは、税額計算上影響が軽微にもかかわらず、事務作業負担が増加し、非効率となるため、企業による選択制としていただきますよう要望いたします。

### ③連結納税制度における受取配当金益金不算入制度の見直し

子会社株式の売却前に連結納税適用前の留保利益を配当する場合、投資簿価修正を通じて、子会社株式の譲渡益には子会社の連結納税適用前の留保利益が含まれることとなります。

子会社が支払配当をした際、単体納税の場合には、親会社は受取配当金益金不算入制度の適用を受けられるにもかかわらず、連結納税の場合は、連結納税適用前の留保利益に対して親会社で課税を受けることは、制度間の整合性がなく、また、利益に対して二度課税しないとの受取配当金益金不算入制度の趣旨に反しております。

特に、平成 14 年度制度導入以前に設立された 100%子会社について、連結納税適用以後に適用前の留保利益から支払配当したことで、当該金額が投資簿価修正の額に反映させられ、売却時に再度課税されることは、課税済み利益に対しての二重課税が生じることから、連結納税開始前の留保利益からの受取配当金についても、益金不算入となるよう制度の見直しを要望いたします。

### ④連結納税グループへの新規加入法人に対する時価評価課税の適用対象外範囲の見直し

現在は、一部の例外を除いて完全支配関係が 5 年以上継続している場合は、時価評価の対象外とされています。連結納税適用対象範囲の拡大と共に見直すことで、企業グループの活性化・組織再編スピードの一層の向上を促すことが可能となることから、「特定資本関係が 3 年以上継続していること」に時価評価対象外の範囲を拡大していただくよう要望いたします。

## ◆その他

### (1) 法人実効税率の引下げについて

国際イコールフットィングの確保に向けて、実質減税のもとでの更なる法人実効税率の引下げを要望いたします。

## **(2) グリーン電力証書の購入費用の損金算入**

地球温暖化対策の推進に関する法律上の報告において、京都クレジットに続き「国内クレジット・J-VER およびその他大臣が認める制度」は CO2 削減分として反映できる制度が実現しましたが、グリーン電力証書は「その他大臣が認める制度」としてまだ認められていない状況です。グリーン電力証書の早期の制度化を図り、購入費用の全額を損金算入することを可能とするよう要望いたします。

## **(3) 電話加入権の損金算入**

現在、非減価償却資産となっている電話加入権を損金算入できるよう要望いたします。

## **(4) 印紙税の廃止**

ペーパレス化が進んだ社会において、文書に課税する現在の印紙税は課税の公平性の観点から合理性を欠いており、廃止を要望いたします。

## **(5) 寄附金の損金算入限度額の拡大等**

ベンチャー企業への支援や、特定公益増進法人に認定されていない団体等に対する企業の社会貢献を促すよう、一般寄附金の損金算入限度額拡大を要望いたします。

また、平成 27 年度改正にて地方税法上の取扱いとして法人事業税の外形標準課税及び法人住民税均等割りの算定に係る資本割に関し、自己株式の買い入れ分を資本金等の額に加算されることになりましたが、国税（法人税法）上における寄付金損金算入限度額の算定においても平仄をとり、地方税法上と同様な取扱いとするよう要望いたします。

## **(6) 貸倒引当金制度の復活**

個別貸倒引当金の対象となる債権は、殆ど回収が見込めない状態のものであり、かかる債権の損金算入が認められなければ、企業財務の健全性を損なう恐れがあるため、個別貸倒引当金の復活を要望いたします。

## **(7) 森林整備等に係る財源について**

平成 28 年度税制改正において、温室効果ガス削減目標の達成に向けた森林吸収源対策のために「温暖化対策税」の用途を一部拡大（木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用の普及への活用）されました。

一方、森林整備や木材利用を推進のための財源については、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討するとされておりますが、法人においては既に温暖化対策税を負担していることから、法人への負担増（例えば法人住民税への賦課）にならない制度となるよう要望いたします。

## **(8) 更正の場合の当初申告要件の緩和**

平成 23 年 12 月の国税通則法の改正により、いわゆる当初申告要件と適用額の制限が改正されましたが、修正申告または更正の請求に限定されております。税務調査で増額更正を受けた際の試験研究費や外国税額の控除限度額については、当初申告のままで更正されるため、企業としては、後日、増額後の控除限度額を再計算し、更正の請求を行なうことによって還付を受ける手続となっております。現在の手続きでは、徴税側、納税側双方に事務負担がかかるため、増額更正においても、増額更正後の控除限度額により更正いただくよう要望いたします。

## **(9) ベンチャー投資促進税制の要件緩和と期限延長**

当該税制は事業会社が認定されたベンチャーファンドへの出資を通じてベンチャー企業へ投資した際に、その出資額の 8 割を上限に損失準備金として損金算入できる制度（期限：平成 28 年度末）であります。ベンチャーファンドが経済産業大臣から認定を受ける際、投資計画要件の投資対象は新事業開拓事業者のみとなっており、大規模法人の子会社や株式会社や国外法人は投資対象外となっております。

今後、グローバル規模での大企業とベンチャー企業の連携が必要となっている中、資金・技術・人材の好循環を促進するためにも、投資対象に大規模法人の子会社や株式会社、国外法人も含める等の緩和と併せて、制度の期限延長を要望いたします。

## (10) 熊本地震に係る税制上の措置について

熊本地震により固定資産破損や棚卸資産廃棄など影響を受けた企業の復旧等を後押しするための税制措置を創設いただきますよう要望します。

### 〔地方税関係〕

#### ◆地方税の包括的見直し（抜本的整理）

地方税における外形的課税は、事業所税をはじめ法人住民税均等割、法人事業税の外形標準課税、都市計画税、固定資産税等多岐に亘り、課税標準も重複するなど極めて複雑なものとなっております。「社会保障と税の一体改革」では、地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討するとされております。

地方法人課税の見直しにあたっては、地方自治体の単なる財源確保の観点からではなく、法人の負担水準のあり方も含め地方税全体の見直しを行うべきであり、地方法人課税全体の整理・統合と、法人税と同様に所得課税の税率の段階的引下げを要望いたします。

### (1) 償却資産に係る固定資産税の見直し等

#### ①固定資産税における建物評価の公平性と透明性

建物に関する固定資産税評価の仕方や制度内容が非常に複雑なため、納税者側でその適否をチェックすることはほとんどできない状況にあります。評価方法を簡素化するとともに、その透明性を高めるよう要望いたします。

#### ②償却資産税における償却計算の法人税と同一化

平成 19 年度改正において、法人税法における償却計算は改正されましたが、償却資産税においては改正されておられません。

そのため企業における償却計算は、実務上、会計・法人税・償却資産税の 3 本建てとなり、申告実務が煩雑となっていることから、償却資産税における償却計算を法人税法と同一の償却計算とするよう要望いたします。

#### ③償却資産税における課税範囲の明確化

償却資産税の課税範囲について、地方税法が定める課税要件である「事業の用

に供することができる資産」「法人税法上、減価償却費を損金に算入されるもの」の定義・解釈を明確化するとともに、全国共通の照会制度の設置等を要望いたします。

## **(2) 事業所税の廃止**

事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割からなるが、これらは固定資産税と事業税の付加価値割と課税標準が類似しており、地方税の整理・統合のなかで廃止することを要望いたします。

## **(3) 法定外税導入の意見聴取による課税の公平性確保**

法定外税導入に際しては、納税義務者からの意見聴取を義務化し、総務大臣の同意に際しての判断内容の公表を法制化していただきますよう要望いたします。

# **◆地方税の簡素化**

## **(1) 地方税への連結納税制度の導入**

地方法人課税は、税目が多様であることに加え、申告書類が多く、計算も複雑であり、また、税率の異なる都道府県、市町村ごとに申告・納税を要します。特に、全国展開している企業にとっては、納税に係る事務負担が大きいことから、納税事務の簡素化に資する形で、地方税についても連結納税制度を導入するよう要望いたします。

## **(2) 連結納税における中間申告の仮決算方式の導入**

連結納税制度における法人税の中間申告は、前年度実績による予定申告、または仮決算による中間申告のいずれかを選択できるものとなっております。同様に、連結納税適用法人の地方税の中間申告においても、いずれかを選択できるようにするとともに、申告納付期限の2ヶ月延長を要望いたします。

## **(3) 法人住民税課税所得計算における試験研究税額控除の見直し**

法人住民税の課税所得計算上、法人税で計算した試験研究費税額控除の金額については、現行法上、減算可能項目となっております。

国と地方の平仄を合わせるべく、法人住民税の課税所得計算上においても減算可能項目とするよう要望いたします。

#### **(4) 申告・納税手続きの電子化の徹底と見直し**

地方税における外形的課税は、事業所税をはじめ法人住民税均等割、法人事業税の外形標準課税、都市計画税、固定資産税等多岐に亘り、課税標準も重複するなど極めて複雑なものとなっております。

申告・納税手続きについては、国税は電子化（e-Tax）されつつありますが、地方税は一部電子化（eLTAX）されているものの、地方自治体ごとにフォーマットが異なることに加え、全自治体には導入されておらず、自治体ごとに手入力作業が発生するなど納税事務が煩雑となっており、生産性向上が求められているわが国に逆行している状況です。

利便性の高い電子行政サービスの提供を目指すとされておりますが、生産性が低い申告・納税手続きについては、自治体側のコスト軽減に資する統一フォーマットでの電子化導入を徹底するよう要望いたします。

#### **(5) 住民税、事業税、固定資産税の申告・納付の一元化**

本店所在地または主たる事業所等の自治体への一括申告・納付制度の創設を要望いたします。

#### **(6) 法人市町村民税の法人県民税への合算申告制度の創設**

申告拠点を多数有する企業は、市町村民税の申告のみならず、確定申告や修正申告・更正の請求等において多大なる事務負担を費やしているのが現状です。

東京都においては、23区（特別区）の法人区民税見合いを東京都民税に合算して納税する仕組みも現実であり、市町村合併が進行した現在においては、同様の仕組みを他の道府県にも創設するよう要望いたします。

#### **(7) 超過課税の廃止**

超過課税の廃止により、全国一律の税率としていただきますよう要望いたします。

## **(8) 法人事業税の外形標準課税の資本割の課税標準に係る特例措置の恒久化**

企業が欠損補填を実施する際、法人事業税の外形標準課税の資本割の課税標準から欠損補填額を控除する特例措置の恒久化を要望いたします。

以 上